

会議の名称	産業建設委員会 協 議 会	開催月日・令和7年9月26日 開会時間・午前・午後11時35分 閉会時間・午前・午後11時44分
出席者	川柳 雅裕 山田 紘治 堀 隆和 安井 智子 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘	
傍聴者	花村 隆 南谷 佳寛 藤川 貴雄 原 一郎	
説明のために出席した者	國枝副市長 鷺野副市長 藤井建設部長 山田上下水道部長 吉村市長室長 中島工務課長 豊田設計監理担当課長 鈴木工務課主幹 谷口 工務課長補佐 上坂土木監理課長 箕浦監理担当課長 野村経 営課長 池戸経営課長補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第60号 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例について ・議第62号 羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について ・議第63号 羽島市下水道条例の一部を改正する条例について ・議第73号 市道路線の認定について 2 その他	

【委員会開会＝午前 11 時 35 分】

川柳委員長

ただいまから産業建設委員会を開催いたします。本委員会に付託されました議案についてはお手元に配付したとおりでございます。すでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑と答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言をする際には、挙手しマイクを使用し氏名を述べ、委員長の許可を得てから行うようお願いをいたします。

それでは、最初に「議第 60 号 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

河崎委員

企業職員の部分休業について新たな措置を行うとのことですが、その内容として改正後の内容において、「市長が指定する時間を超えない範囲」とは具体的にどのような指定となるのかお聞かせください。

経営課長

企業職員の部分休業につきましては、規程により市長部局の職員の例によりますので、ご質問の市長が指定する時間を超えない範囲内とは 1 年度につき 77 時間 30 分となります。

川柳委員長

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

川柳委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

〔発言する者なし〕

川柳委員長

討論を終わります。採決を行います。議第 60 号は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 60 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、「議第 62 号 羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
安藤委員	<p>「災害その他非常の場合における給水装置の工事を行う者の特例を定める」とありますが、この改正に至った具体的な背景や目的はどのようなことでしょうか。</p>
経営課長	<p>背景としまして、令和 6 年能登半島地震において、宅内配管の復旧が遅れ、家庭内での水が使用できない状況が長期化したことによるものです。</p> <p>宅内配管の復旧のため給水装置工事業者の確保が困難と判断されるときに、他市町村長の指定した業者が効率的に応援に当たることが可能となるための、広域的な視点で水道インフラを運用していくための基盤を整える改正になります。</p>
川柳委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 62 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 62 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>続いて「議第 63 号 羽島市下水道事業条例の一部を改正する条例について」議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
安藤委員	<p>「災害その他非常の場合における排水設備等の工事を行うものの特例を定める」とありますが、この改正に至った</p>

経営課長	<p>具体的な背景や目的はどのようなことでしょうか。</p>
川柳委員長	<p>背景としまして、水道と同じく能登半島地震において、広範囲の家屋損壊や地元工事事業者の被災により、排水設備の復旧が遅れ長期化したことによるものです。</p> <p>宅内の排水設備の復旧のため、排水設備工事の実施が困難と判断されるときに他市町村長の指定した業者が効率的に応援に当たることが可能となり、広域的な視点で市民生活を支えるライフラインを運用していくための改正になります。</p>
川柳委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 63 号は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。</p> <p>[「異議なし」と発言する者あり]</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 63 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>続きまして、「議第 73 号 市道路線の認定について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。それでは採決を行います。議第 73 号は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。</p>

〔「異議なし」と発言する者あり〕

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第 73 号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。これをもって産業建設委員会を終了いたします。

続いて協議会を行いますので、執行部の方々はご退席していただいで結構でございます。

〔執行部退席〕

【委員会閉会＝午前 11 時 42 分】

【協議会開会＝午前 11 時 42 分】

川柳委員長

協議会を開催いたします。産業建設委員会の行政視察について確認いたします。

産業建設委員会の行政視察は 10 月 22 日から 24 日までの 3 日間で実施します。22 日は栃木県宇都宮市において「宇都宮 LRT 事業について」視察します。23 日は同じく栃木県栃木市において、「歴史的な町並み・伝統的建造物の保存及び活用について」視察します。24 日は栃木県佐野市において「フィルムコミッションについて」視察を行います。

次に、意見交換会の関係について申し合わせます。意見交換会は 11 月 30 日の日曜日、午後 1 時から文化センター 301 会議室において、「観光とまちづくり」をテーマに開催いたします。

当日、委員の皆様には 12 時に集合していただきまして、会場の準備を行いますので、ご協力をお願いいたします。

参加者の募集につきましては、議会だよりの 11 月号で行います。参加者などが決まりましたら最終確認の委員会協議会を開催したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で協議会を終了いたします。委員長報告につきましてはご一任を願います。本日はご苦労様でした。

【協議会閉会＝午前 11 時 44 分】